

Z—70— I

## 住民税 試験問題

### 〔注意事項〕

1. 試験官の「始め」の合図があるまで、試験問題の内容は絶対に見てはいけません。
2. この試験の解答時間は、「始め」の合図があってから正味2時間です。
3. 試験時間終了前に受験を終了すること(途中退室)は認めません。
4. 「やめ」の合図があったら直ちにやめてください。
5. 試験問題及び計算用紙は提出する必要はありません。
6. 答案の作成には、必ず黒又は青のインキ(ボールペンを含む。以下同じ。)を用いてください。  
修正液又は修正テープの使用は認めます。鉛筆、赤のインキ、消せるボールペン等の修正可能な筆記具は用いてはいけません。
7. 答案用紙は無解答の場合も回収しますから、それぞれの答案用紙(第一問用及び第二問用)に受験地、受験番号を必ず記入してください。氏名その他符号等は一切記入してはいけません。
8. 解答は必ず答案用紙の所定の欄に明瞭に記載してください。  
なお、答案用紙及び計算用紙の再交付、追加交付はしません。
9. 問題文に指示しているものを除き、令和2年4月3日現在の施行法令等によって出題されています。
10. 試験問題の内容についての質問にはお答えしません。
11. この問題のページ数は、「I 1～I 5」です。
12. 計算用紙は、答案用紙とともに配付します。

〔第一問〕 — 50 点—

問 1 道府県民税利子割、道府県民税配当割及び道府県民税株式等譲渡所得割に関し、それぞれ以下の点について述べなさい。なお、未成年者口座内上場株式等に係る特例について述べる必要はない。

- (1) 納税義務者(道府県民税利子割については非課税の対象についても述べること。)
- (2) 税率
- (3) 徴収方法
- (4) 道府県民税配当割額又は道府県民税株式等譲渡所得割額の個人住民税所得割からの税額控除

問 2 公的年金等に係る所得に係る個人住民税の特別徴収制度に関し、以下の点について述べなさい。

- (1) 対象者及び対象となる給付
- (2) 徴収税額及び徴収方法(特別徴収の対象となる年金所得者の前年中の所得に給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得がある場合の取扱いについても述べること。)

〔第二問〕 — 50 点 —

X 県 Y 市に住所を有する甲及びその家族の令和元(平成 31)年中の所得等の状況は、以下の【資料】のとおりであり、課税に必要な事項は適切に X 県及び Y 市に申告されている。

甲及びその家族が令和 2 年度分として X 県へ納付すべき県民税及び Y 市へ納付すべき市民税の額を、計算過程を明らかにしてそれぞれ算出なさい。

また、特別徴収された令和元年度分の個人住民税額(令和元(平成 31)年中の所得に係る税額に限る。)がある場合、その税額を計算過程を明らかにしてそれぞれ算出なさい。

なお、X 県及び Y 市の条例においては、所得割及び均等割とも標準税率を採用しているものとする。また、Y 市の条例では、個人の市民税均等割の非課税に係る基準については地方税法施行令第 47 条の 3 の規定に基づき、基本額を 35 万円、加算額を 21 万円と規定しており、均等割の軽減措置については規定されていない。また、Y 市は政令市に該当しないものとする。

【資料】

(1) 甲(昭和 33 年 11 月 12 日生)(甲の妻と生計を一にし、同居を常況としている。)の所得等の状況

① 給与所得に係る収入金額

・ A 社から支払を受けた給与収入金額 7,850,000 円

② 退職所得に係る収入金額等の明細

・ 甲の勤務状況

平成 8 年 12 月 20 日 A 社に就職

令和元年 7 月 4 日 A 社を退職

・ A 社から支給を受けた一般退職手当の収入金額(令和元年 8 月 10 日支給) 16,240,000 円

③ 支払社会保険料

1,077,000 円

④ 支払生命保険料

・ 一般生命保険料(平成 6 年 5 月 20 日締結) 50,000 円

・ 個人年金保険料(平成 14 年 11 月 15 日締結) 72,000 円

⑤ 支払地震保険料等

・ 旧長期損害保険料(平成 16 年 3 月 29 日締結) 11,000 円

・ 地震保険料 33,000 円

⑥ 令和元(平成 31)年中に支出した寄附金の金額

・ P 市に対して寄附した金額 74,000 円

・ Q 町に対して寄附した金額 25,000 円

(注) 甲は確定申告書を提出しておらず、P 市及び Q 町に対して寄附した金額については地方税法附則第 7 条に基づく寄附金税額控除に係る申告の特例の適用を受けている。なお、P 市及び Q 町は地方税法第 37 条の 2 第 2 項及び第 314 条の 7 第 2 項に基づき総務大臣が指定する団体である。

(2) 甲の妻(昭和 33 年 5 月 30 日生)(甲と生計を一にし、同居を常況としている。)の所得等の状況

- ① 給与所得に係る収入金額
  - ・ B社から支払を受けた給与収入金額 1,460,000 円
- ② 雑所得に係る収入金額等の明細
  - ・ 原稿の収入 275,000 円
  - ・ 必要経費 55,000 円
- ③ 令和元年分の甲の配偶者控除等申告書において、配偶者特別控除の対象とされている。

(3) 甲の長女(昭和 58 年 7 月 28 日生)(甲の長女の夫と生計を一にし、同居を常況としている。)の所得等の状況

- ① 利子所得に係る収入金額
  - ・ 甲の長女を名義人とする定期預金の利子 18,000 円  
(支払日 令和元年 11 月 27 日、支払者の所在地 X 県)
  - ・ 甲の長女を名義人とする特定公社債の利子 26,000 円  
(支払日 平成 31 年 2 月 5 日、支払者の所在地 X 県)

(注) 全ての利子について源泉徴収され、特定公社債の利子については所得税の確定申告書において分離課税により申告されている。なお、個人住民税の申告書により、個人住民税において異なる課税方式を選択しているものではない。

- ② 株式に係る配当所得に係る収入金額

(単位：円)

区 分	決 算	決 算 月	収入年月日	株 主 総 会 決議年月日	収入金額
a 株式(上場)	年 1 回	1 月	令和元年 5月15日	令和元年 5月11日	32,000
b 株式(上場)	年 1 回	3 月	令和元年 9月21日	令和元年 8月24日	67,000
c 株式(非上場)	年 1 回	3 月	令和元年 8月 7日	令和元年 6月29日	41,000

(注 1) 全ての株式の配当について源泉徴収され、所得税の確定申告書に記載されている。

(注 2) a、b 株式は源泉徴収選択口座内で保管され、この配当は分離課税により申告されている。なお、個人住民税の申告書により、個人住民税において異なる課税方式を選択しているものではない。

- ③ 甲の長女の夫の確定申告書において、配偶者控除の対象とされている。

(4) 甲の長女の夫(昭和 57 年 12 月 9 日生)(甲の長女と生計を一にし、同居を常況としている。)の所得等の状況

① 事業所得に係る収入金額等の明細

- ・ 事業収入 9,340,000 円
- ・ 必要経費 1,778,000 円

② 譲渡所得に係る収入金額等の明細

(単位：円)

区 分	取得年月日	譲渡年月日	収入金額	取得費	譲渡費用	譲渡先
書画	平成28年12月 8日	平成31年 3月 4日	830,000	180,000	10,000	個人
骨董品	平成19年 8月27日	令和元年 7月 2日	2,265,000	530,000	20,000	個人
絵画	平成24年 3月 5日	令和元年11月27日	1,210,000	30,000	5,000	個人

(注) 全ての譲渡について所得税の確定申告書に記載されており、その取得費については、甲の長女の夫によって証明されている。

③ 支払社会保険料 1,262,000 円

④ 支払小規模企業共済等掛金 610,000 円

⑤ 支払生命保険料

- ・ 一般生命保険料(平成 16 年 4 月 17 日締結) 23,000 円
- ・ 一般生命保険料(平成 28 年 2 月 1 日締結) 51,000 円

⑥ 16 歳の子(甲の長女の夫と生計を一にし、同居を常況としている。また、身体障害者手帳を有しており、障害の程度は 1 級とされている。)を扶養している(甲の長女の夫の確定申告書において障害者控除及び扶養控除の対象者とされている。)

(5) 甲の父(昭和 5 年 9 月 1 日生)(甲の母と生計を一にし、同居を常況としている。)の所得等の状況

① 老齢厚生年金の収入金額 3,460,000 円

② 山林(平成 6 年取得)の譲渡に係る収入金額等の明細

- ・ 譲渡に係る収入 4,840,000 円
- ・ 山林の譲渡に要した伐採費、運搬費その他租税特別措置法施行規則第 12 条に掲げる費用の合計 2,680,000 円

(注) 甲の父の確定申告書の「特例適用条文」の欄には、「租特法 30」と記載されている。

③ 85 歳の弟を扶養(甲の父と生計を一にし、同居を常況としている。)している(甲の父の確定申告書において扶養控除の対象者とされている。)

(6) 甲の母(昭和12年4月20日生)(甲の父と生計を一にし、同居を常況としている。)の所得等の状況

① 譲渡所得に係る収入金額等の明細

(単位：円)

区分	取得年月日	譲渡年月日	収入金額	取得費	譲渡費用	譲渡先
d 土地	平成26年 5月 3日	令和元年12月14日	35,000,000	21,000,000	300,000	個人
e 土地	平成17年 1月21日	令和元年 9月22日	47,000,000	15,000,000	660,000	国
f 土地	平成29年10月10日	令和元年12月12日	22,000,000	9,500,000	800,000	個人

(注1) 甲の母の確定申告書において、e 土地は国が土地区画整理事業として行う公共施設の整理事業の用に供するため買い取ったものであることが証明されており、当該確定申告書の「特例適用条文」の欄には租特法34と記載されている。

(注2) 全ての譲渡について所得税の確定申告書に記載されており、その取得費については、甲の母によって証明されている。